

習志野市補助金制度に関する指針

平成18年3月
習志野市

目 次

1	はじめに	1
2	指針策定の背景	2
3	補助金制度のスキーム	5
	（１）補助金の分類	
	ア 市施策推進型補助金	
	イ 市民参加型補助金	
	（２）概要図	
	（３）スケジュール	
4	補助金の交付基準	8
5	市施策推進型補助金の審査方法	12
6	市民参加型補助金の創設	15
7	補助金の審査機関	16

1 はじめに

習志野市では、平成17年7月29日に市民の代表で構成された習志野市行政改革懇話会から提出された「提言書～市民に開かれた補助金制度の構築を目指して～」を受けて、補助金制度の見直しについて検討してきた。

これまで補助金は、市が行政目的を効果的かつ効率的に達成するうえで、重要な役割をなしてきた。

しかし、近年は、その交付が長期化し、かつ既得権化する傾向が見受けられる。このまま補助金の交付を続ければ、今後の市の収入の伸びが期待できない状況においては、補助金制度全般にわたる硬直化が予想される。即ち、限られた財源の中で、時代の変化に応じた新たな施策に対して効果的に補助金を交付するためには、既存の補助金の見直しが避けられなくなってくる。

また、当然ながら補助金は市民の税金をもって交付されるものであり、すべての補助金について、市民に情報開示し、透明性・公平性が確保されていなければならない。

そもそも見直しにあたっては、補助金交付の基本理念、即ち、行政と市民の役割分担を明確にするとともに、公益上の必要性が客観的に認められ、かつ自助努力をもってしても、なお不足する部分を補助するという必要最低限の原則に立ち返る必要がある。

その一方で、市民との協働の観点から、公共サービスの新たな担い手を創出するために、補助金をその一手段として有効に活用することも重要である。そこで新たに、公募により交付先を決定する補助金制度を導入することとした。

以上の事柄をまとめ、補助金の適正かつ効果的な交付を行い、市民に開かれた補助金制度とするため、ここに「習志野市補助金制度に関する指針」を策定した。これを今後の補助金の交付に關しての礎とする。

2 指針策定の背景

【現在の問題点】

これまで、その時々々の社会経済情勢に応じて「公益上必要である」との判断からそれぞれの補助金が創設されてきたが、その判断にあたっての明確な基準がなく、また、定期的な見直しの仕組みが確立されていないため、いったん創設された補助金は廃止することが難しく、補助金の交付が硬直化しているなどの問題が生じている。問題点を整理すると次の8点に要約される。

(1) 交付基準の明確化の必要性

～ 広範な事業にわたり多様な性格の補助金があり、市民がわかりにくい

補助金といっても多種多様な性格のものがあり、また、交付要綱がないなどの支出の根拠が明確でないものがある。更に市民から見て、その体系や交付の考え方などが、非常にわかりにくいものとなっている。そこで、市民にもわかりやすく補助金を分類・整理し、補助金の交付の基準を明確化することが必要である。

(2) 補助期間の長期化への懸念

～ 一旦、創設されると長期にわたり存続しがちである

「公益上必要である」という判断のもとに各補助金が創設されていることから、一旦創設された補助金を廃止することは難しく、長期にわたり存続しがちである。全118件(平成17年度予算)の補助金のうち、創設から10年を超えて存続する補助金が77件、約3分の2を占めることが明らかとなっている。特に、人件費を補助対象とする補助金の中には見直されることもなく継続しているものがあり問題である。

その時々々の公益上の必要性から各補助金が創設されてきたが、昨今の急激な社会経済情勢の変化の中で、果たして、これほど継続的な補助金の交付が必要であるのかについては更なる検証が必要であり、そのための定期的な見直しを行う仕組みが必要である。

(3) 定期的見直しの必要性

～ 交付を受けた団体等が運営や事業展開にあたり補助金に依存しがちとなる

補助金が継続して交付されるほど、交付を受けている団体からすれば、あらかじめ補助金が交付されることを前提とした事業計画や活動の展開をする傾向になりがちであり、結果として補助金に依存した運営となってしまうことが懸念される。

このことが、団体等の自立した運営に向けた努力を損ない、自主・自立した多様な活動の創出を妨げることになる惧れがある。

従って、団体等に対する補助金については、終期を設定し、定期的に見直しを行う仕組みの導入が必要である。

(4) 交付の効果と検証

～補助金交付の効果が不明確である

補助金は、行政目的をもって交付されるのであるが、現在の仕組みでは、その補助金の交付によって、期待される行政目的がどこまで、どのように達成されたのかなどについての効果の検証が十分に実施できるようになっていない。補助金が市民の市税によって交付されているという認識に立てば、補助金を交付している市及び補助金を受けている団体等は、市民に対して、補助金交付によってどんな効果があり、何を達成したのかについて説明をする責任がある。従って、補助金評価システムなどを導入することにより、その効果を測定し、検証するとともに、その結果を公表する必要がある。

(5) 交付機会の均等化や透明性の確保

～交付先が限定されたり、特定の事業に固定化されがちである

長期に渡り存続している補助金の中には、交付先が限定されたり、特定の対象に固定化しているものが含まれている。市民のニーズが多様化し、新しいニーズが次々と生まれてくる中では、補助金の交付を受ける機会をより平等に、開かれたものとする必要がある。

そのためには、様々な活動団体が補助金交付に参加できるように、開かれた補助金制度を構築していく必要性が考えられる。また、現行制度の中で長期に交付を受けていた団体も同じ立場で参加できるようにすることで、交付機会の均等化や交付の透明性が高まってくると考えられるため、そのような仕組みを構築していく必要がある。

(6) 総合的、統合的枠組みの検討

～縦割りの補助金が細分化され同様な目的に複数の補助金が支出されている

行政の縦割り体制の中で交付されている補助金の中には、地域の市民活動の視点からみると、同様な目的に対して複数の所管からの補助金が交付されていると考えられるものもある。補助金の効率化、使い勝手のよさなどを考えたときに、総合的、統合的な補助金の枠組みを検討する必要がある。

(7) 第三者機関の設置の必要性及び審査の実施

～市民の立場からのチェックを強化する必要がある

これまで補助金の交付については行政側の判断に依拠しており、補助金支出への不透明感を招く大きな要因となっている。市税を財源とする補助金の活用については、市民が判断し市民が効果等のチェックを行うことが基本である。市民からの視線を考慮すると、独立した組織としての補助金を審査する第三者機関を設置する必要がある。機関は市民等で組織し、会議を公開することによって、より透明性が高まる。

(8) 交付手続きの明確化

～交付に至るまでのプロセスが不透明である

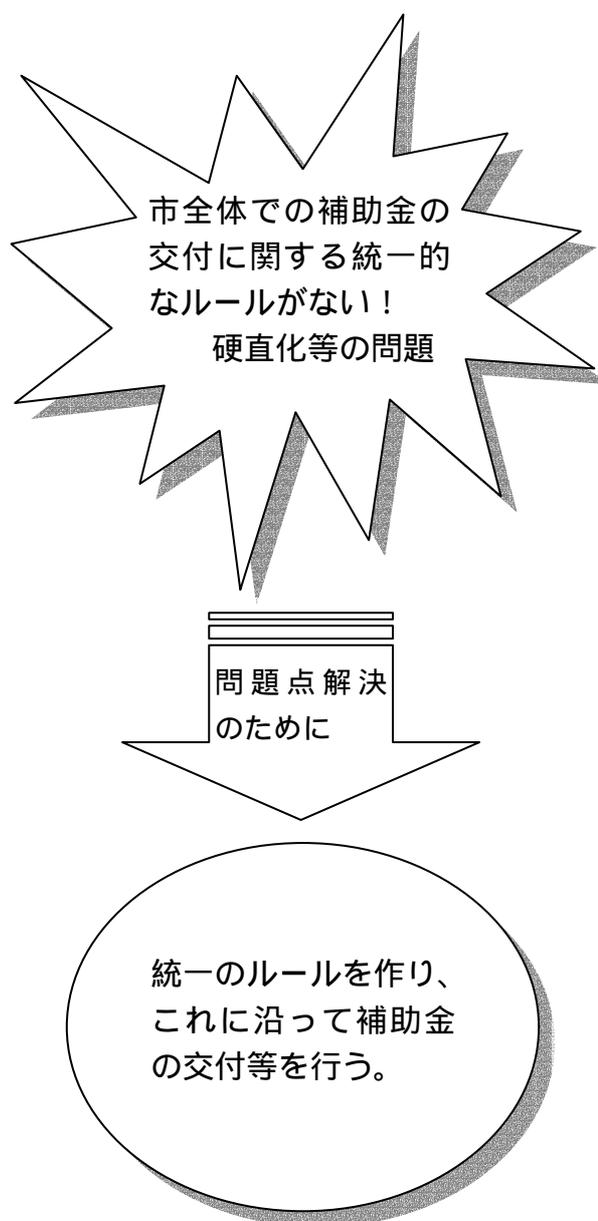
申請を受けてからどのような過程を経て、補助金の交付決定に至っているかのプロセスが不透明である。即ち、補助金交付の基本となる公益性の判断がどのように実施されているの

かなどについての情報が不足しているため、市民からみると公平・平等に補助金が交付されているのかがわかりにくい。一方、行政としての説明責任を果たすにも不十分である。

そこで交付手続きを明確化し、意思決定のプロセスを明らかにする必要がある。

【解決策】

このような問題点を解決し、市民に開かれた透明性のある補助金制度とするために、まず補助金を交付する際の統一のルールとなる「補助金の交付基準」を策定し、この中で交付対象、定期的な見直しの仕組みなどを明確化することにした。さらに交付基準に沿って、審査の方法などを別に定め、補助金制度をわかりやすく体系化した。



3 補助金制度のスキーム

(1) 補助金の分類

習志野市が交付する補助金は、性質上2種類に区分する。

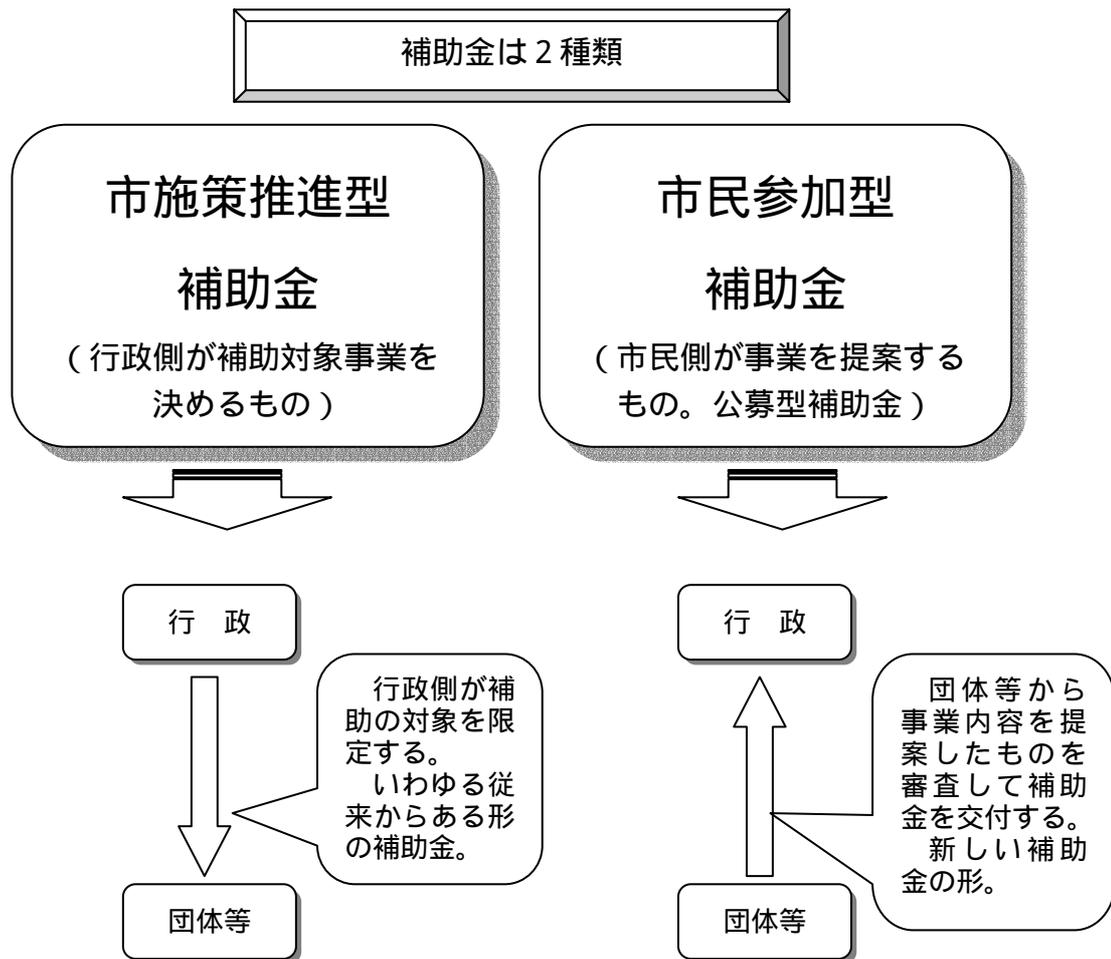
ア 市施策推進型補助金

市が補助金の交付対象を限定し、補助金の交付を行うものである。従来からある補助金の形であり、市の施策を推進する際には十分な効果をあげることができる。

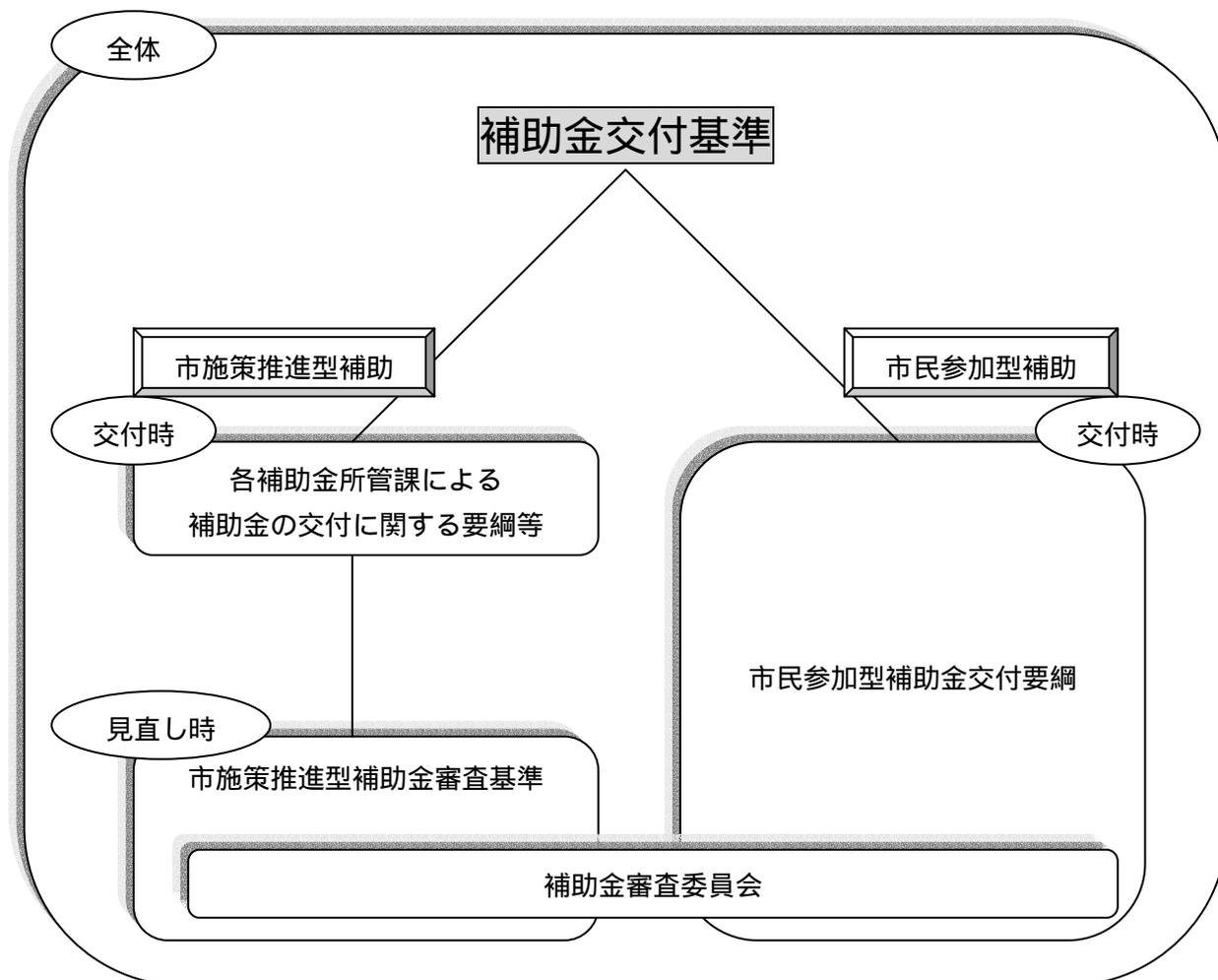
イ 市民参加型補助金

より市民の視点からの自由な発想を活かしていくため、まず団体等から事業内容についての提案をいただき、その内容が市民の公益に資するかなどについて審査したうえで、補助金の交付を決定する。一般的に公募型補助金と言われるものである。

メリットとしては、行政では補いきれない、多様な市民ニーズに応えるサービスの創出にも繋がっていくことがあげられる。

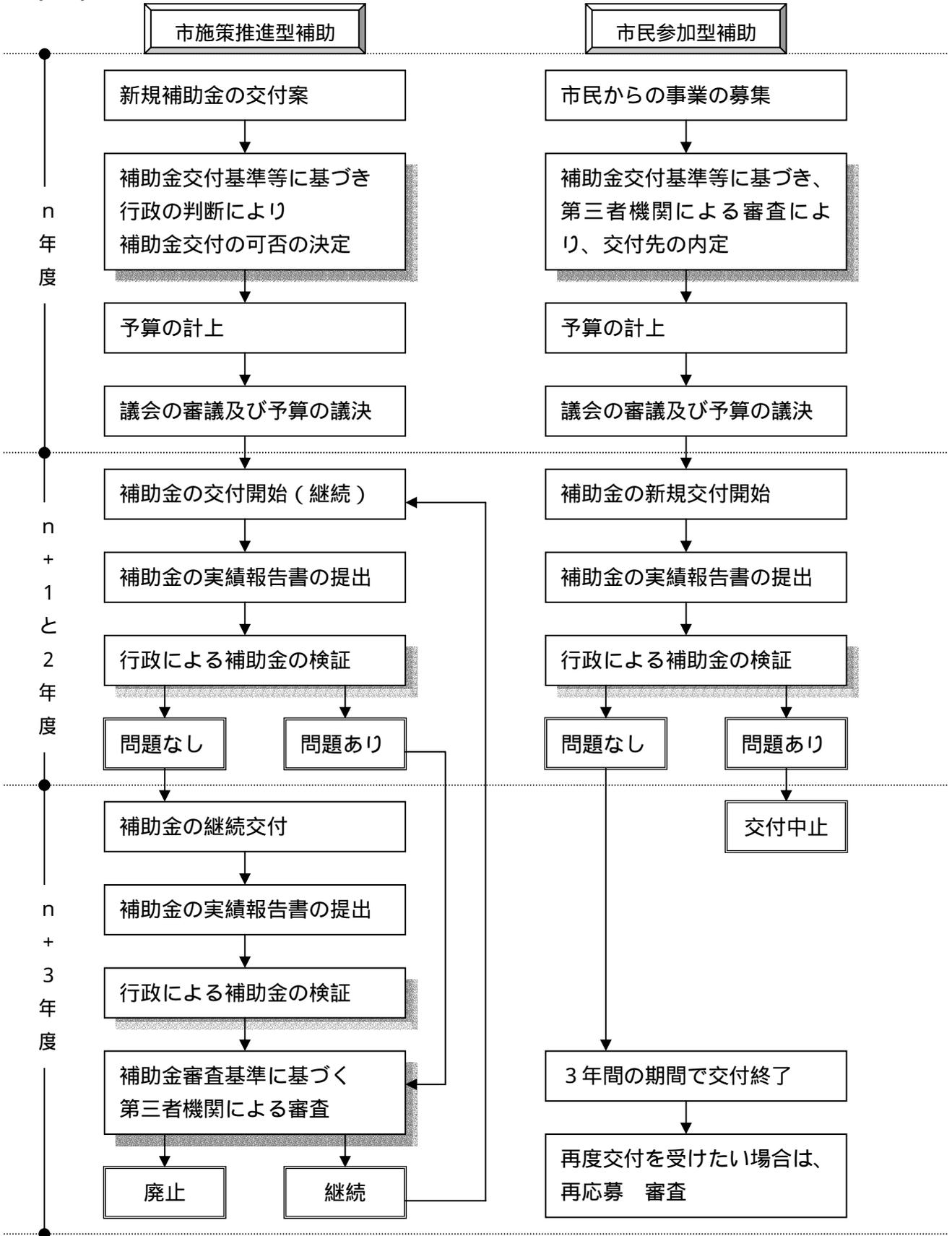


(2) 概要図



- (1) 市の補助金制度の基礎的な考え方を示した「補助金交付基準」を新たに策定し、すべての補助金はこれに則って実施する。
- (2) 補助金は性質上、市施策推進型補助金と市民参加型補助金の2つに分類し、それぞれ交付等の仕組みを構築する。
- (3) 市施策推進型補助金は、交付開始は行政の判断により行うが、交付開始から3年目に見直しを実施し、その後も3年毎のサイクルで全面的な見直しを行う。
- (4) 市施策推進型補助金のうち、すでに交付されている補助金については、指針実施後速やかに審査を実施し、その後も3年毎のサイクルで審査を行う。
- (5) 市民参加型補助金は、毎年交付にあたっての審査を行う。ただし、3年間のサンセット方式（3年間で交付終了）とするため、その後の審査を行う必要はない。
- (6) 補助金審査委員会は、毎年、市施策推進型補助金の見直し審査と市民参加型補助金の交付審査を行う。

(3) スケジュール



4 補助金の交付基準

習志野市が補助金を交付するにあたっての根幹となるものとして、補助金交付基準を定め、これに則り、交付等を行う。

習志野市補助金交付基準

第1 目的

この基準は、習志野市が交付する補助金について、補助の必要性が客観的に認められるものとなっているか、支出に際し公平性・透明性が確保されているか、補助の効果が広く住民の福祉の向上に寄与しているかなどを検討、審査し公表することによって、補助金を適正なものとして運用することを目的に策定したものである。

第2 定義

この基準において「補助金」とは、市が団体、個人が行う特定の事業等に対し、行政目的に合致し、公益上必要があると認めた場合に、その事業の実施にあたり行政目的を効果的かつ効率的に達成するため、反対給付を求めることなく金銭的給付を行うものである。

第3 交付基準

補助金の交付に際しては、以下の項目を総合的に勘案して適否を決定するものとする。

1 基本的事項

- (1) 補助金の交付が客観的に公益上必要であると認められること。具体的には以下に該当するものとする。
 - ア 住民自治の向上につながるもの
 - イ 少子高齢化社会への対策に寄与するもの
 - ウ 市民の福祉・健康の増進が図られるもの
 - エ 市民の安全で安心な生活に寄与するもの
 - オ 産業の発展に寄与するもの
 - カ 環境対策に寄与するもの
 - キ 市民の教育・文化・スポーツ振興に寄与するもの
 - ク 市民のボランティア活動を誘発するもの
 - ケ その他市長が認めるもの
- (2) 効果が広く市民にいきわたり、決して特定の者の利益に終わらないこと
- (3) 行政と市民との協働化社会の構築に向けての役割分担の中で、真に補助すべき内容であること。
- (4) 被補助団体等の会計処理が適切であり、補助金の使途が明確であること。
- (5) 補助の対象となる経費を明確にすること。このとき、交際費、懇親会費等公益的

事業に直結しない経費については対象としない。

(6) 原則として補助の限度額を設定すること。

(7) 補助金の交付に際し要綱等の根拠法令の定めがないものは要綱等を整備するとともに、必ず公表すること。

2 補助金の分類と個別事項

補助金を大きく市施策推進型補助金と市民参加型補助金の2種類に分類する

2 - 1 市施策推進型補助金

市が補助金の交付対象を限定し、補助金の交付を行うものである。

さらに下記の6種類に分類し、それぞれ以下のとおり取り扱うものとする。

ア 事業費補助金

特定の事業に対して、その事業の公益性を市が認識し、当該事業を推進・奨励するために補助金として支出するものである。

(ア) 補助率を定めるものについては市民との協働の観点から補助率は原則2分の1以下とすること。

(イ) 補助金の額を単価により積算するものは、単価の算出根拠を明確にすること。

(ウ) 人件費を対象とする補助は、その必要性を明らかにすること。

(エ) 補助率・単価を定めずに一定額をもって補助することはしないこと。

(オ) 単に事業費の不足を補てんするだけの補助は行わないこと。

イ 団体補助金

特定の団体の行う事業に公益性があると市が認識し、その団体を支援するために補助金を支出するものである。

イ-1 市施策補完型

市の施策を補完するために活動する団体に対し、補助するものである。

(ア) 支援する期間を設定すること。

(イ) 団体の役割、補助金の算出根拠を明確にすること。

(ウ) 繰越金が多分に生じている団体については、団体の収支状況により補助金支出の適否に十分留意すること。

イ-2 団体育成型

団体が経済的に自立するまでの期間、支援するためのものである。

(ア) 終期を必ず設定すること。

(イ) 繰越金が多分に生じている団体については、団体の収支状況により補助金支出の適否に十分留意すること。

(ウ) 団体の自立を促すため、団体の運営に対し積極的に指導・助言を行うこと。

ウ 公共的な事業補助金

本来市が行う種類の事業について、地域や関係者団体に事業運営を任せたほうが効率的・効果的と思われる場合に当該事業の運営に係る経費の一部や全部を補助金として支出するものである。

(ア) まず事業の廃止、民間委託化など他の手法、他の支出方法の検討を行い、その上で妥当性を明確にすること。

(イ) 人件費を対象とする補助は、その必要性を明らかにすること。

エ 建設的事業費補助金

団体等が行う施設等の建設、修繕、整備等に係る事業に対する補助である。

(ア) 支出にあたっては1件ごとの個別審査とする。

(イ) 市民との協働の観点から補助率は原則2分の1以下とすること。ただし、以下の場合にはこれによらないことができる。

A 国・県等の制度が伴うもの

B 特に推進すべき施策に係るもの(この場合は終期を必ず設定すること)

(ウ) 建設後の運営費の補助は、国・県の制度に基づくものを除き、原則として行わないこと。

オ サービス格差是正補助金

市民等が特定の行政サービスを希望した場合に、市側の要因によりこれを受けることができずに、割高な民間施設等を利用した場合や、市内の地域間で行政サービスに差がある場合などで、この格差を是正する目的で支出される補助金をいう。

(ア) 他市や民間との比較、市民等自身の負担を勘案して補助率等を決定すること。

(イ) 過度のサービス供給にならないよう上限額を設けること。

カ 利子補給

市民等の借入金に係る利子等に対する補助である。

(ア) 市民等自身の負担も考慮した利子補給率とすること。

(イ) 常に市民等の利便性の向上につながるよう配慮すること。

2 - 2 市民参加型補助金

より市民の視点からの自由な発想を活かしていくため、まず団体等から事業内容についての提案をいただき、その内容が市民の公益に資するかなどについて審査したうえで、補助金の交付を決定する。一般的に公募型補助金と言われるものである。

これについての実施方法は別に定める。

第4 審査

1 市施策推進型補助金

- (1) この基準に基づく市施策推進型補助金の全面的な見直しは、別に定める市施策推進型補助金審査基準により行う。
- (2) 見直しにあたっては、第三者による補助金審査委員会を設置する。
- (3) 見直しは3年毎に行う。ただし、国や県の財源を伴うものについて制度変更があった場合には、審査基準によらず、その時点で補助金の存続性も含め見直しを行うものとする。

2 市民参加型補助金

- (1) 市民参加型補助金の審査は、別に定める市民参加型補助金審査基準により行う。
- (2) 審査は、前項第2号により設置された補助金審査委員会が実施する。
- (3) この場合において、審査は当初申請の際のみ行うものとする。

第5 補助金の効果等の検証

- 1 市は、第4によらず、毎年、補助金の効果、使途の適正、事業内容について、補助金評価システムにより検証を行う。
- 2 1により明らかに問題が認められた場合は、補助金審査委員会により、審査基準による見直しを行う。

第6 情報公開

- 1 予算書・決算書などを通じて目的・金額・効果等を積極的に公表する。

5 市施策推進型補助金の審査方法

習志野市補助金交付基準の第4の1に基づき、市施策推進型補助金の全面的な見直しを行うための審査基準として、市施策推進型補助金審査基準を定める。

習志野市市施策推進型補助金審査基準

第1 目的

この審査基準は、習志野市補助金交付基準に基づき、市施策推進型補助金の審査判定を行うために定めるものである。

第2 審査対象

この審査基準に基づく審査対象となる補助金は、すべての市施策推進型補助金とする。

第3 審査機関

審査を行うために、別に定める習志野市補助金審査委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

第4 審査方法

- (1) 審査は、各委員が「第5 審査項目」に定める各項目について個別評価を行い、「第6 見直し基準」により総合評価を行う。
- (2) 審査において、疑義が生じた場合は、その都度委員相互に協議をすることができる。

第5 審査項目

- 1 習志野市補助金交付基準を踏まえ、次の各項目について審査する。
 - (1) 達成度
 - (2) 補完性
 - (3) 波及性
 - (4) 経営度
 - (5) 将来性
 - (6) 時代性

第6 見直し基準

第5 審査項目の各項目についての評価により、次の見直し基準を適用する。

1. 継続

補助金の交付目的を十分に達成していて、引き続きその役割を期待されるものの多少の指摘事項はあるが、交付を継続することによってより効果が得られると認められるもの

2 . 整理・統合

補助の必要性は認められるが、同一団体への類似補助や同一目的の複数補助があるなど、整理統合することが必要であると認められるもの

3 . 減額・上限設定

補助の必要性はある程度認められるが、費用対効果がそれほど高くなく、減額すべきと判断されるもの

繰越金が比較的多いことや独自収入が多額などのことにより、上限を設定した方が良いと判断されるもの

4 . 終期設定（期間限定）

自助、自立が図られつつある団体で補助の目的が達成しつつあるもの

将来明らかに補助の必要性がなくなるもの

5 . 支出科目見直し

必要な金額について、他の方法で支出（委託料、報償費等）を検討すべきもの

6 . 廃止

審査基準による評価が極めて低く、原則交付すべきでないもの

明らかに自助、自立が認められる団体であるため、交付対象からはずすべきもの
事業目的が完了された団体であるため、原則交付対象からはずすべきもの

第7 公表

評価結果については、補助金被交付団体に通知するとともに、市民に公表する。

別表1（第5及び6係）

補助金評価表

補助金名称			
交付対象			
交付開始年度		担当課	
1 個別評価			
評価事項	評価観点		
達成度	<p>目的を達成しているし、かつ今後さらに拡大の余地がある。</p> <p>目的を達成していないが、今後達成する可能性はある。</p> <p>目的を完全に達成し終えている。</p>		
補完性	<p>行政が積極的に関与すべき分野である。</p> <p>行政がどちらかといえば関与すべき分野である。</p> <p>行政が関与すべき分野ではない。</p>		
波及性	<p>効果がかかなり広く市民に行き渡っている。</p> <p>効果が適度に市民に及んでいる。</p> <p>効果が特定の団体や個人に限られている。</p>		
経営度	<p>会計処理及び使途が適切である。</p> <p>会計処理及び使途が適切とも不適切ともどちらともいえない。</p> <p>会計処理及び使途が不適切である。</p>		
	<p>繰越金の額が適正である。</p> <p>繰越金の額が適性とも不適正ともどちらともいえない。</p> <p>繰越金の額が不適切である。</p>		
将来性	<p>事業を続けることによって、更なる効果の拡大が期待できる。</p> <p>事業を続けても、効果は現状と変わらない。</p> <p>事業を続けても、効果は減少するか、もしくは得られない。</p>		
時代性	<p>交付開始時以上に需要が拡大しており、今後も拡がると見込まれる。</p> <p>交付開始時と需要は変わっていない。</p> <p>交付開始時と比較して、需要が減少している。もしくは失われている。</p>		
2 総合評価			
見直し基準の適用		具体的な内容・理由	
<p>継続</p> <p>整理・統合</p> <p>減額・上限設定</p> <p>終期設定（期間限定）</p> <p>支出科目見直し</p> <p>廃止</p>			

6 市民参加型補助金の創設

これからの時代、これまで行政が主導的に担ってきた公共サービスの領域を、市民団体等にも担っていただくことが必要になってくる。そのためには、まずはその新たな担い手の芽を育てていく仕組みを作り上げることが市として非常に重要である。その一つの手段として、補助金を活用することとしたい。

そこで、より市民の視点からの自由な発想を活かすため、公募により交付先を決定する補助金制度を創設する。一般的に公募型補助金といわれるものだが、習志野市ではこれを「市民参加型補助金」と呼ぶこととする。

これにより、行政では補いきれない多様な市民ニーズに応えるサービスの創出につながるとともに、補助金の交付機会の均等、団体間の競い合いによる補助金の有効性の向上が図られる。そして、将来的には公共サービスの大きな担い手として、地域の豊かな発展に寄与することが期待される。

この補助金の基本的な制度設計としては

- ・ 交付にあたっては第三者機関による審査を行うこと
- ・ 3年間のサンセット方式（3年間で交付終了）とすること

とするが、実施方法及び審査基準の詳細は、制度開始までに検討を重ね、決定するものとする。

7 補助金の審査機関

習志野市補助金交付基準の第4に基づき、市施策推進型補助金及び市民参加型補助金を審査するための第三者機関として、補助金審査委員会を設置する。

習志野市補助金審査委員会設置要綱（平成18年公告第22号）

（設置）

第1条 習志野市が交付する補助金の適正で効果的な交付を図り、もって市民に開かれた補助金制度を推進するため、習志野市補助金審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）補助金交付基準に基づく補助金の審査に関する事
- （2）公募型補助金制度に関する事
- （3）その他補助金に関する事

（組織）

第3条 委員会は、委員5名以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）習志野市行政改革懇話会の代表者
- （3）公募委員
- （4）その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴取し、又はこれらの関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、財政課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。